

猟犬に関する誓約書

令和 年 月 日

姶良市長 湯元 敏浩 殿

住 所 姶良市

氏 名

印

連絡先

有害鳥獣捕獲並びに狩猟活動（以下、捕獲活動という）を実施するにあたり、下記事項について遵守することを誓約します。

記

1 関係法令の遵守に関する事項

- ・捕獲活動に従事する場合は、鳥獣法、銃刀法、その他の関係法令（県事務処理取扱要領を含む。）を遵守いたします。

2 猟犬の使用等に関する事項

次の場所等では、猟犬を使用した捕獲活動は行いません。

- ・人家（空き家も含む）及び畜舎（牛舎、豚舎、鶏舎）の周辺
- ・一般道路等、公の場所

（注意）公の場所とは、人の往来が予想され、第三者に危害を加える恐れがある公の場所。

- ・犬の飼養と捕獲活動を行う際は、第三者の財産を脅かすことのないようにいたします。

（注意）財産とは…家屋（人家）、機械、車両、作付けしている農地、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、家畜、鶏（※卵も含む）、その他のペット等をいう。

3 捕獲活動で使用する猟犬の飼養、教育、管理に関する事項

- ・十分な教育、訓練をおこなった犬のみを使用いたします。
- ・捕獲活動を行う場所までは犬を必ず係留いたします。
- ・他人と犬の貸し借りはいたしません。
- ・猟犬の取り扱いについては、捕獲活動中から回収まで自己の責とし全ういたします。
- ・犬のみによる猟は、狩猟において禁止されているため、絶対に行いません。
- ・第三者のペット等に危害を与えないよう十分注意します。
- ・他の猟犬との事故やトラブルが発生しないよう未然に対策を講じます。
- ・飼養する犬については、狂犬病予防法にもとづく犬の登録と予防注射を必ず行います。
- ・自己の犬が迷子になった時に、即座に適切な対応が取れるよう犬の首輪に「飼い主の氏名及び連絡先等」を明記いたします。

4 第三者に対する迷惑行為や事故、トラブル等があった時の報告について

- ・使用する（又は、使用した）猟犬が第三者に対して脅威や不安、危害等を与えた場合や、鳥獣法、銃刀法に違反する行為で捕獲活動をしていたことが発見された場合は、姶良市（鳥獣対策係）、鹿児島県、警察署等の関係機関に速やかに報告いたします。
- ・関係機関への報告後は、速やかに姶良市（鳥獣対策係）に従事者証及び指示書の返納を行います。

万一、上記の誓約事項を遵守できなかった場合は、捕獲活動に従事する同行者を含め、市より、あらゆる行政処分を受けても、何ら異議申し立てはいたしません。